

【イタリア】公共の秩序及び安全を守るための緊急法律命令の制定

海外立法情報課 芦田 淳

* 2019年6月、政府は、移民政策を厳格化し、公共の安全を守るための緊急法律命令を制定した。当該命令は、同年8月、政府与党の同盟及び5つ星運動の賛成により国会で承認された。

1 制定から国会での承認に至る経緯

2019年6月14日、政府は、2019年緊急法律命令第53号「公共の秩序及び安全に関する緊急規定」¹（以下「53号命令」）を制定した。制定を推進したのは、内務大臣兼副首相（当時）のサルヴィーニ（Matteo Salvini）である。彼が書記長を務める同盟は、移民政策の厳格化や市民の安全を守るための政策の強化を主張しており、53号命令も、その主張に沿うものであった²。緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、国会の定める法律により承認されなければ失効する（憲法第77条第2項）。53号命令承認のための法律は、政府与党の同盟及び5つ星運動³の賛成により、7月25日に下院で、続いて8月5日に上院で修正とともに可決された。

2 53号命令の要点

53号命令は、全3部18か条（国会での審議において10か条が追加されたため、可決後は28か条）から成る。その構成は、第1部「不法移民対策並びに公共の秩序及び安全に関する緊急規定」（第1条～第7条）、第2部「[公共の]安全に係る政策を支援する行政活動の効果を強化するための緊急規定」（第8条～第12条の3）、第3部「スポーツイベントの際の暴力対策に関する緊急規定」（第13条～第18条）となっている（[]は筆者による補記）。

(1) 移民政策の厳格化

内務大臣は、①公共の秩序及び安全のため、又は、②海洋法に関する国際連合条約第19条第2項g号⁴に規定する内容に該当する場合で、かつ、現行移民法制に反するときは、船舶の領海への入域、領海の通過又は領海における停泊に対して、防衛大臣等の同意を得るとともに首相に通知をした上で、制限又は禁止することができると規定した（第1条。以下、括弧内は53号命令の条名）。内務大臣による禁止に従わなかった船舶の責任者には、当該船舶の差押えとともに、15万～100万ユーロ⁵の過料を科する（第2条）。この規定に関連して、2019年6月29

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年1月14日である。

¹ D.L. 14 giugno 2019, n. 53, Disposizioni urgenti in materia di ordine e sicurezza pubblica. (convertito con modificazioni dalla L. 8 agosto 2019, n. 77.) 以下、法令に関してはイタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

² 2018年10月にも、移民政策を厳格化するとともに、公共の安全を向上させることを目的とした2018年緊急法律命令第113号が制定されていた。同命令の内容に関しては、芦田淳「立法情報【イタリア】移民政策等を厳格化する緊急法律命令の制定」『外国の立法』No.278-1, 2019.1, pp.14-15. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11220546_po_02780107.pdf?contentNo=1> を参照。

³ その後、2019年9月には、同盟に代わって民主党が5つ星運動とともに政府与党となった。なお、民主党は、53号命令承認の表決において反対の立場を採っていた。

⁴ 同号は、「沿岸国の通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又は人の積込み又は積卸し」と規定している。訳文に関しては、「海洋法に関する国際連合条約」外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H8-1059_2.pdf> を参照した。

⁵ 1ユーロは、約121円（令和2年1月分報告省令レート）である。

日、海上で移民を救助して周辺国に上陸させる活動を行う国際的な人道団体の船舶が、実際に内務大臣による禁止に反してイタリア南部ランペドゥーザ島に入港し、当該船舶の責任者が逮捕されるという事件が起こり、注目を集めた⁶。このほかにも、現行犯の逮捕が義務付けられる犯罪を規定した刑事訴訟法典⁷第 380 条⁸を改正して、「軍艦に対する抵抗又は暴行に係る犯罪」を追加する（第 3 条の 2）などしている。刑事訴訟法典第 380 条の改正は、国会での審議において新たに追加されたものである。上記の事件においても、逮捕に際して、人道団体の船舶が財務警察⁹の船舶と衝突したことが「軍艦に対する抵抗又は暴行」に当たるとされた。

(2) 公共の秩序の保持

公共の場で実施されるデモ（以下「デモ」）において、①ヘルメットその他の人の識別を困難にする手段の使用禁止に反した場合の罰則を、「1～2 年の拘役（arresto）又は 1,000～2,000 ユーロの罰金」から「2～3 年の拘役又は 2,000～6,000 ユーロの罰金」に引き上げ、②人の安全を実際に脅かすような態様で爆竹等を違法に使用した者に対して、1～4 年の懲役を科すこととした（第 6 条）。また、デモが規則的かつ平穩に実施されるよう、公務員に対する暴行又は脅迫等に対する罰則が加重される場合にデモを追加する（第 7 条）などしている。

(3) 関係機関の待遇改善・機能強化

公共の安全保持に従事する国家警察、軍隊、全国消防隊及び内務省の職員の待遇改善や増員・機能強化のための規定を設けている。例えば、前者に関しては、国家警察職員の制服の改善及び交換に対する支出（2019 年は 200 万ユーロ、2020 年から 2026 年にかけて、年間 450 万ユーロ）を認めている（第 12 条の 2）。また、後者に関しては、予測不能でかつ急迫した事態に対処するため、所要の予算措置とともに、全国消防隊の時間外労働の年間上限時間（各人分を除く。）¹⁰を 24 万時間から 2020 年以降は 34 万時間に引き上げている（第 8 条の 3）。

(4) スポーツイベントの際の暴力対策

スポーツイベントの際の暴力行為を予防する目的で、当該イベントが行われている場所等への立入りを禁止する既存の措置に関して、対象となる者の範囲を拡大するとともに、立入禁止措置に違反した者に対して、改めて当該措置を命じる場合、禁止の上限年数を 8 年から 10 年に引き上げる（第 13 条）などしている。

⁶ “Sea Watch a Lampedusa, arrestata capitana,” ANSA, 29 giugno 2019. <http://www.ansa.it/sito/notizie/topnews/2019/06/29/sea-watch-a-lampedusa-arrestata-capitana_ea9b52a7-0497-4545-b191-55271534e0d4.html>

⁷ D.P.R. 22 settembre 1988, n. 447, Approvazione del codice di procedura penale.

⁸ 刑事訴訟法典第 380 条は、下限が 5 年、上限が 20 年を下回らない懲役により処罰される犯罪に加えて、同条に列挙された犯罪については、現行犯の逮捕を義務付けている。なお、軍艦に対する抵抗又は暴行に係る犯罪に対する罰則は、航海法典（R.D. 30 marzo 1942, n. 327, Approvazione del testo definitivo del Codice della navigazione.）第 1100 条により、3～10 年の懲役と定められている。

⁹ 財務警察は、経済・財務省に属するが、軍隊に準じ、2016 年 8 月 19 日立法命令第 177 号「行政再組織化に関する 2015 年 8 月 7 日法律第 124 号第 8 条第 1 項 a 号に基づく、警察権能の合理化及び国家森林警備隊の編入に関する規定」（D.Lgs. 19 agosto 2016, n. 177, Disposizioni in materia di razionalizzazione delle funzioni di polizia e assorbimento del Corpo forestale dello Stato, ai sensi dell'articolo 8, comma 1, lettera a), della legge 7 agosto 2015, n. 124, in materia di riorganizzazione delle amministrazioni pubbliche.）により、海洋の安全を保持する権能が近年強化されている。なお、立法命令とは、法律の定める一定の原則・指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令である。

¹⁰ 全国消防隊の時間外労働時間は、1987 年 5 月 18 日大統領令第 269 号「独立した組織を有する国の企業及び行政の職員の区分に関する、1985 年から 1987 年の 3 か年についての労働組合との合意による規律に基づく規定」（D.P.R. 18 maggio 1987, n. 269, Norme risultanti dalla disciplina prevista dall'accordo sindacale, per il triennio 1985-1987, riguardante il comparto del personale dipendente dalle aziende e dalle amministrazioni dello Stato ad ordinamento autonomo.）第 98 条により、まず各人の年間上限時間を 140 時間とした上で、それに全体として、上記の時間を加えるという構成になっている。